

## 議案第 35 号

山陽小野田市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地方卸売市場条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市地方卸売市場条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 140 号）  
の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章 管理（第 62 条—第 67 条）

第 6 章 雑則（第 68 条）」

を

「第 5 章 管理（第 62 条—第 68 条）

第 6 章 市場運営協議会（第 69 条—第 76 条）

第 7 章 雑則（第 77 条）」

に改める。

第 49 条第 1 項を次のように改める。

卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して速やかに売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について両者間で特約がある場合は、この限りでない。

第 51 条第 1 項中「3 日までに」を「速やかに」に改める。

第 56 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認められるときは、前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

第61条第1項中「1.08」を「1.1」に改める。

第62条から第65条までを次のように改める。

(報告及び検査)

第62条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人又は附属営業人に対し次の措置を執ることができる。

- (1) 業務又は財産に関する報告又は資料の提出を求めること。
- (2) 市職員に事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務、財産の状況を調査し、帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- (3) 業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を指示すること。

(監督処分)

第63条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第12条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第18条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、附属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第24条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
  - (2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。
  - (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。
  - (4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。
- 6 市長は、第56条第2項の規定により市場施設を利用している者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 7 市長は、卸売業者、買受人又は附属営業人について、法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、市場への入場を停止するほか、その卸売業者、買受人又は附属営業人に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

(市場秩序の保持)

第64条 市場へ入場する者（以下「市場入場者」という。）は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

- 2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(承認を受けない営業の禁止)

第65条 市場において、市長の承認を受けずに物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

第68条を第77条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

## 第6章 市場運営協議会

(運営協議会の設置)

第69条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、山陽小野田市地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の事項について協議し、市長にその意見を提出する。

- (1) 市場の管理及び運営に関すること。
- (2) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。
- (3) この条例の改正に関すること。
- (4) その他重要事項に関すること。

(組織)

第70条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第71条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第72条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第73条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第74条 会長は、協議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の方の出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第75条 協議会の庶務は、経済部農林水産課において処理する。

(運営)

第76条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章中第67条を第68条とし、第66条を第67条とし、第65条の次に次の1条を加える。

(市場内の衛生管理及び清潔の保持)

第66条 出荷者、卸売業者、買受人、附属営業人その他の市場の利用者（以下「市場業務関係者」という。）は、市場の衛生環境の保全に努め、清潔を保持しなければならない。

2 市場業務関係者は、市場内において市長の許可なく物品の処理加工等を行い、汚物若しくは汚濁水を投棄し、又は自己の所有に係る物品、容器、残滓物その他の物件を放置してはならない。

3 市長は、市場業務関係者に対し、その施設について保健衛生又は場内整頓のための必要な措置を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第61条第1項の改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山陽小野田市地方卸売市場条例第61条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に使用したものから適用し、同日前までに使用したものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市地方卸売市場条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>    第1節 卸売業者（第7条—第11条）</p> <p>    第2節 仲卸業者（第12条—第17条）</p> <p>    第3節 売買参加者（第18条—第23条）</p> <p>    第4節 附属営業人（第24条—第28条）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（第29条—第55条）</p> <p>第4章 市場施設の使用（第56条—第61条）</p> <p>第5章 <u>管理（第62条—第68条）</u></p> <p>第6章 <u>市場運営協議会（第69条—第76条）</u></p> <p>第7章 <u>雑則（第77条）</u></p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第6条）</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>    第1節 卸売業者（第7条—第11条）</p> <p>    第2節 仲卸業者（第12条—第17条）</p> <p>    第3節 売買参加者（第18条—第23条）</p> <p>    第4節 附属営業人（第24条—第28条）</p> <p>第3章 売買取引及び決済の方法（第29条—第55条）</p> <p>第4章 市場施設の使用（第56条—第61条）</p> <p>第5章 <u>管理（第62条—第67条）</u></p> <p>第6章 <u>雑則（第68条）</u></p> <p>附則</p>

(仕切り及び送金)

第49条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して速やかに売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について両者間で特約がある場合は、この限りでない。

2 (略)

(買受人の支払義務)

第51条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引受け後速やかに買受代金(せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額に消費税及び地方消費税の額を加えた額、その他の場合にあつては消費税及び地方消費税の額を含む額とする。)を支払わなければならない。ただし、支払猶予の特約のある場合はこの限りでない。

2 (略)

(施設の使用指定)

第56条 (略)

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認められるときは、前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

(仕切り及び送金)

第49条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売した日後3日までに売買仕切書を送付するとともに、売買仕切金を送付しなければならない。ただし、特約のある場合は、この限りでない。

2 (略)

(買受人の支払義務)

第51条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引受け後3日までに買受代金(せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額に消費税及び地方消費税の額を加えた額、その他の場合にあつては消費税及び地方消費税の額を含む額とする。)を支払わなければならない。ただし、支払猶予の特約のある場合は、この限りでない。

2 (略)

(施設の使用指定)

第56条 (略)

(使用料等)

第61条 市場の使用料は、別表第4に掲げる額に、1.1を乗じて得た額とする。

2～6 (略)

(報告及び検査)

第62条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人又は附属営業人に対し次の措置を執ることができる。

- (1) 業務又は財産に関する報告又は資料の提出を求めること。
- (2) 市職員に事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務、財産の状況を調査し、帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- (3) 業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を指示すること。

(監督処分)

第63条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づ

(使用料等)

第61条 市場の使用料は、別表第4に掲げる額に、1.08を乗じて得た額とする。

2～6 (略)

(報告等)

第62条 市長は、市場業務の適正、かつ、健全な運営を図るため必要があると認めるときは、卸売業者又は附属営業人に対し、その業務又は財産について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市場は、市場業務の適正かつ健全な運営を図るため必要があると認めるときは、卸売業者又は附属営業人に対し、その業務又は会計について、必要な改善措置をとるべきことを申し入れることができる。

く規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる

2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第12条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第18条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、附属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な改善措置をとるべき旨を命じ、第24条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その業務の

停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。

(3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

6 市長は、第56条第2項の規定により市場施設を利用している者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、その許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

7 市長は、卸売業者、買受人又は附属営業人について、法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、市場への入場を停止するほか、その卸売業者、買受人又は附属営業人に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

(市場秩序の保持)

(市場秩序の保持)

第64条 市場へ入場する者（以下「市場入場者」という。）は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

（承認を受けない営業の禁止）

第65条 市場において、市長の承認を受けずに物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

（市場内の衛生管理及び清潔の保持）

第66条 出荷者、卸売業者、買受人、附属営業人その他の市場の利用者（以下「市場業務関係者」という。）は、市場の衛生環境の保全に努め、清潔を保持しなければならない。

2 市場業務関係者は、市場内において市長の許可なく物品の処理加工等を行い、汚物若しくは汚濁水を投棄し、又は自己の所有に係る物品、容器、残滓物<sup>さい</sup>その他の物件を放置してはならない。

3 市長は、市場業務関係者に対し、その施設について保健衛生又は場内整頓のための必要な措置を命ずることができる。

第63条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2 市場は、市場業務の適正かつ健全な運営を図るため必要があると認めるときは、卸売業者又は附属営業人に対し、その業務又は会計について、必要な改善措置をとるべきことを申し入れることができる。

（無許可営業の禁止）

第64条 附属営業人がそれぞれ承認を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為を行ってはならない。

（清潔の保持）

第65条 市場の利用者は、当該市場の清潔を保持し、自己の商品、容器その他の物件を整理しなければならない。

第67条 (略)

第68条 (略)

第6章 市場運営協議会

(運営協議会の設置)

第69条 市場の適正かつ円滑な運営を図るため、山陽小野田市地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の事項について協議し、市長にその意見を提出する。

(1) 市場の管理及び運営に関すること。

(2) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。

(3) この条例の改正に関すること。

(4) その他重要事項に関すること。

(組織)

第70条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第71条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の

第66条 (略)

第67条 (略)

残任期間とする。

(会長及び副会長)

第72条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第73条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第74条 会長は、協議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第75条 協議会の庶務は、経済部農林水産課において処理す

る。

(運営)

第76条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 雑則

第77条 (略)

第6章 雑則

第68条 (略)